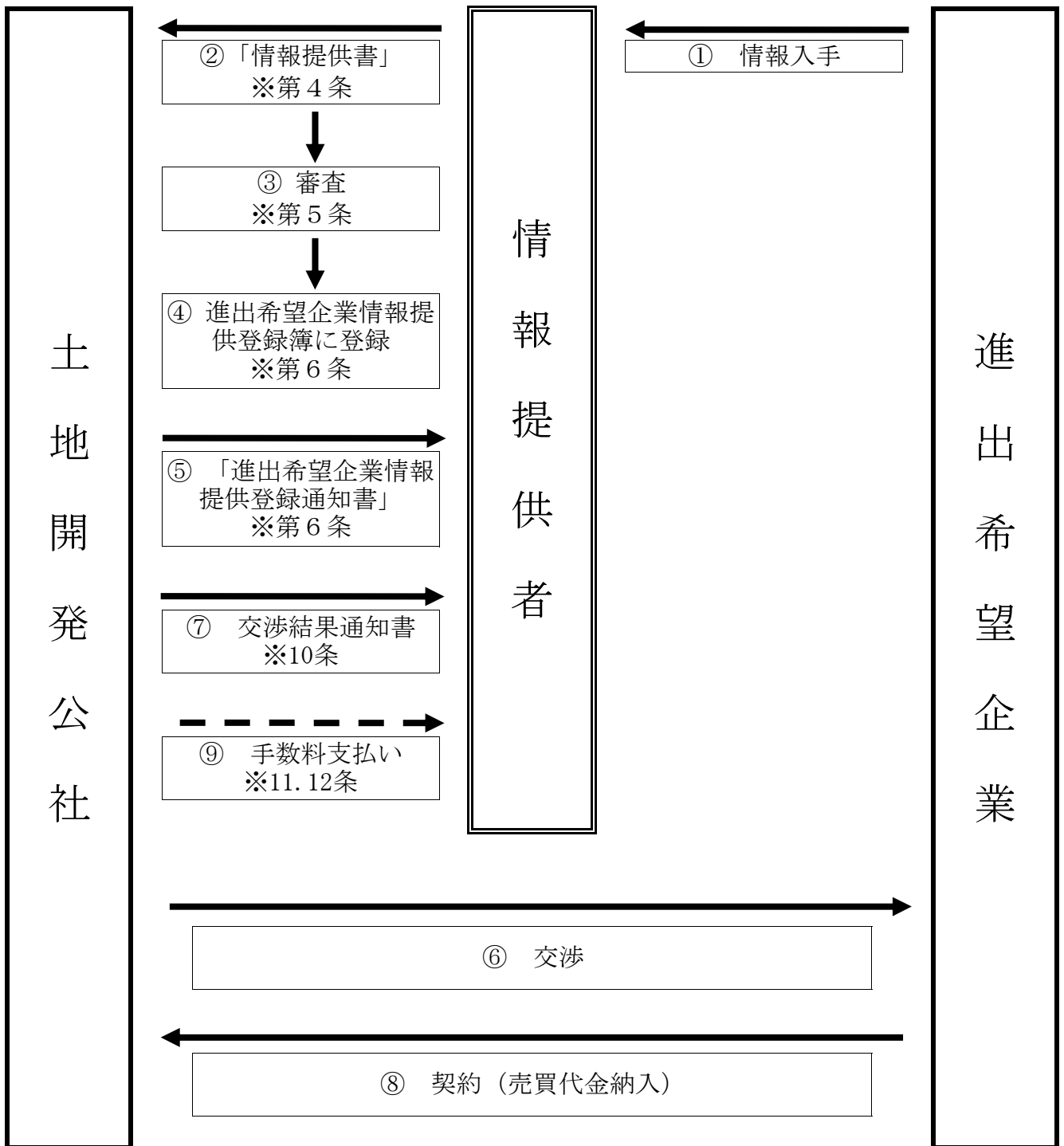


## 情報提供手数料制度のながれ



①情報入手

②公社に情報提供書を提出します。

③公社において審査します。

④有効な情報を登録します。

⑤情報提供者に「登録通知書」を送付します。

※登録されなかった場合、「不登録通知書」を送付します。

⑥公社が情報に基づき誘致交渉を行います。

⑦交渉結果を通知します。

⑧進出が決定し、土地売買契約が成立。

⑨全額納入された後に、情報提供者の請求書に基づいて手数料を支払います。